

芦屋市議会ハラスメント相談員 x x x x 様

芦屋市総務部コンプライアンス推進室長 様

令和4年10月26日

ハラスメント被害の申告及び対応の要請

芦屋市議会議員 孝 岡 知 子

上記代理人弁護士 x x x x

私は、芦屋市議会議長松木義昭氏、同副議長青山暁氏及び同事務局長 x x x x（以下、それぞれ「議長」、「副議長」及び「事務局長」といいます。）の言動により、精神的苦痛を受けましたが、同人らの言動は、職場内における優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的苦痛を与える行為として、ハラスメントに該当するものと思料いたしますので、以下のとおり、詳細に被害内容を申告いたします。

つきましては、上記当事者の認識及び見解の書面による回答（回答期限：令和4年11月6日）及び関係諸規則に基づく然るべき対応を要請いたします。

なお、芦屋市議会ハラスメント等防止に関する指針の適用に関しては、手続を主宰すべき議長及び副議長がハラスメントの当事者となっており、利害関係を有していますので、公正性の観点から、議員相談員による対応を求めます。